

平成29年度 大分県農地中間管理事業推進指針

平成29年4月1日

大分県農業農村振興公社（大分県農地中間管理機構）

1 基本的な方向

農業経営の規模拡大や耕作地の集団化、農業への新規参入の促進等による農地利用の効率化及び高度化を図り、農業の生産性の向上に資することを目的にスタートした農地中間管理事業が3年を経過した。

この間、大分県における農地中間管理機構を利用して賃借権を設定した面積は、平成26年度は123ha、27年度は1,106haであったが、28年度は645haと前年の58%、目標1,200haの54%となった。

こうした状況を踏まえ、県においては、既存の担い手の規模拡大だけではなく、基盤整備事業による区画拡大や排水対策等圃場条件の改善、新規就農者等新たな担い手の確保を積極的に進めながら、農地の集積・集約化の推進を図るため、「平成29年度大分県農地集積重点戦略指針」を作成し、

①大規模農家、集落営農法人の規模拡大・農地の集約化

②畑地、樹園地、草地での農地集積の推進

③水田の畑地化による大規模園芸団地の造成

を重点に積極的に取り組むこととしている。

当機構としても、県、市町などの関係機関や、29年度中に全ての農業委員会に設置される農地利用最適化推進委員との連携により、農地中間管理事業の推進に全力で取り組む。

2 農地中間管理事業による集積目標

平成29年度農地中間管理機構集積面積	1,200ha
うち新規集積面積	487ha

3 重点的取り組み事項

(1) 推進体制の強化

各市町の農業委員、農地利用最適化推進委員と、農地中間管理機構駐在員、県農地集積専門員、市町農地集積推進員が連携・協力して、農地の出し手と受け手の間に立ち、農地の利用調整を図る。

(2) 農地中間管理事業重点実施区域の設定と確実な推進

県が推進する人・農地プランの策定、見直し及び基盤整備事業の計画等を踏まえ、各市町が設定する農地中間管理事業重点実施区域の目標集積面積の実現に向け、関係機関が連携して集中的に支援し確実な推進を図る。

(3) 中核となる担い手への農地中間管理事業の活用促進

県と連携して、認定農業者（個別経営体・集落営農法人・参入企業等）や認定新規就農者の経営改善計画の実現を支援するため、農地中間管理事業の活用を積極的に働きかける。

(4) 借受希望者（受け手）に対するマッチングの促進

機構からの借受を希望しているが、機構による賃借権が設定できていない農地について、振興局、市町、農業委員会等と情報共有しながら、マッチングに取り組む。

(5) 貸付希望者等（出し手）への制度普及の徹底

県と連携のもと、市（町）報や農業関係広報誌、新聞広告などを積極的に活用し、農家などへの制度普及に一層努めるとともに、各種農業団体への説明会等の開催により農地中間管理事業の活用促進を図る。

(6) 優良農地情報の把握（新）

農地の出し手から貸付希望のあった農地で、借受け先が確定していない農地のうち、一定の面積規模を有しているなどの条件を満たす場合は、機構が登録農地として農地情報を把握することにより、受け手とのマッチングを促進する。

4 県と連携して促進する新規農地集積に係る主な施策

- | | |
|----------------------------|----------------|
| ①人・農地プランの策定促進と見直しの徹底 | (2, 460集落) |
| ②農地中間管理事業活用重点地区の設定 | (106地区 179ha) |
| ③集落営農法人への集積促進 | (80ha) |
| ④水田農業の担い手（個人経営体）への集積促進 | (560経営体) |
| ⑤農地集積担い手交付金の活用促進 | (300ha) |
| ⑥新規就農者への農地確保 | (約28組38名、14ha) |
| ⑦企業参入の推進 | (220ha) |
| ⑧優良畑地の集積化促進 | |
| イ 新規参入者等に対する優良農地の提供と農地再編整備 | |
| ロ 畑地輪作体系に応じた農地利用調整 | (2地区) |
| ⑨樹園地の集積化促進（新） | (2地区) |
| ⑩未利用採草地などの再整備（新） | (27ha) |
| ⑪水田の畑地化（新） | |